



◆◆ 介護休暇と介護休業 ◆◆

どちらも要介護状態にある家族の介護や世話をするために休める制度で、介護休暇は突発的な家族の介護のための短期休暇、介護休業は実際の介護のほか仕事と介護を両立するための準備（病院の入院時手続き、要介護認定の申請、介護施設の見学など）を行うための期間とされています。

「要介護状態」とは…負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態のことをいいます。

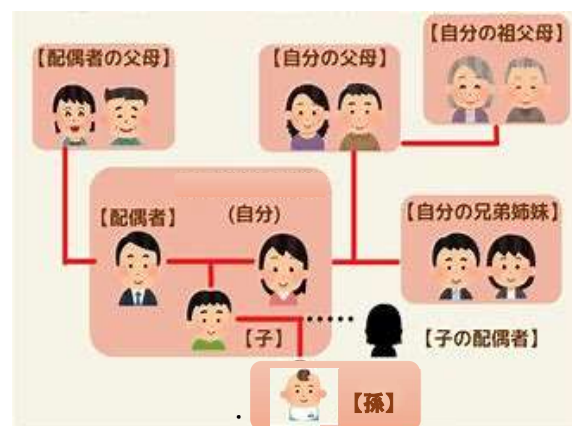
□ 介護休暇と介護休業の違い・・・・・・・・・・・・・・・・

	介護休暇	介護休業
取得可能日数	対象家族 1人 あたり1年度で 5日 2人以上 の場合は 10日 ※1時間単位での取得も可 始業時刻から連続または終業時刻まで連続した時間（中抜けを可とすることもできる）	対象家族 1人 あたり通算 93日 まで ※3回まで分割取得も可
賃金	支払義務なし	支払義務なし
介護休業給付金	支給なし	雇用保険の被保険者には条件を満たせば休業前の賃金の 67% が支給される
取得手続き	当日でも申出が可 口頭でも可 （会社の規定による）	休業開始予定日と終了予定日を明確にし、原則として開始日の <u>2週間前</u> までに書面で申出
対象者	・労働者（日雇を除く） 【労使協定で除外することができる労働者】 ① 入社6か月未満 ② 1週間の所定労働日数が2日以下 ③ 時間単位の取得が困難な業務に従事している（ただし1日単位での取得は可能）	・労働者（日雇を除く） ※有期契約労働者は休業開始予定日から93日を経過する日から6か月経過する日までに労働契約が終了し、更新されないことが明らかでないこと 【労使協定で除外することができる労働者】 ① 入社1年未満 ② 介護休業の申出があった日から93日以内に雇用関係が終了する ③ 1週間の所定労働時間が2日以下

□ 介護休暇・介護休業の対象家族・・・・・・・・

対象家族は

- ① 配偶者（事実婚を含む）
- ② 父母および子（養父母および養子を含む）
- ③ 配偶者の父母
- ④ 祖父母
- ⑤ 兄弟姉妹
- ⑥ 孫です。



介護休業、こんな時はどうなるの？

●すでに退職が決まっている

介護休業は、職場復帰をする方が対象になるため介護休業後に退職することが決まっている場合は取得することができません。

●ほかの家族が介護休業をしている

同一被介護者に対して、複数の家族が同時に介護休業を取得することもできます。

●介護認定を受けていない

常時介護を必要とする状態については判断基準が定められていますが、「要介護状態」であれば要介護認定を受けていなくても介護休業の対象になります。

●対象家族が入院している

入院している場合であっても労働者本人が歩行、排泄、食事、入浴等の日常生活に便宜を供与しているのであれば「対象家族を介護している」に該当します。

●10日間だけ休みたい

「2週間以上にわたり」とは要介護者の状態を表しているため、2週間未満であっても取得することができます。

令和7年4月1日から施行される法改正では、介護に直面した労働者が申出をした場合に、両立支援制度に関する個別周知・意向確認や、介護に直面する早い段階（40歳等）の両立支援制度に関する情報提供の義務などが予定されています。

《筆者：小池》

お知らせ

□ 育児休業給付金期間延長の厳格化（令和7年4月1日施行）

育児休業給付金の延長は保育園の落選が要件となっていますが、最初から落選する目的で保育所への入所申請を出す事例が相次いでいるため、延長条件の見直しが決定されました。具体的には、合理的な理由なく遠方の保育所等に申込みを行っていないか、保育利用申込み時に入所保留を希望していないか等が審査の対象となります。

□ 高齢雇用継続給付金が段階的に縮小・廃止されます（令和7年4月1日施行）

令和6年度 最大給付率 15%（現状維持）
令和7年度 最大給付率 10%（令和7年度に60歳に達する人から給付率を縮小）
将来的には給付金を段階的に廃止されることが決まっています。

□ マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する必要があります）

・マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関では「限度額適用認定証」がなくても限度額を超える支払いが免除されます。
・70歳から75歳の被保険者が医療機関で提示しなければならない「高齢受給者証」についても提示が不要になります。

□ 労働保険料の年度更新を行っておりますので引き続きご協力をお願い致します。

企業の経営者の皆様に全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

